



目次

規 則	ページ
◎高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎県税に係る徴収金に係る公金事務の委託 (税 務 課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	1
◎告示 (指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任)の一部改正 (建築指導課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (3件) (農業基盤課)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (農業イノベーション推進課)	2
○落札者等の公告 (総務事務センター)	2

規 則

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年5月23日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第48号

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和40年高知県規則第83号）の一部を次のように改正する。

別記第30号様式の3中

「 届出者 住所
(申請者) 氏名
生年月日 年 月 日
個人番号
手帳番号 号」

を
「精神障害者本人 住所
氏名
生年月日 年 月 日
個人番号
現行の手帳番号 号」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第379号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年4月1日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月23日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	県税に係る徴収金の収納の取りまとめ	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	直営店舗及び加盟店舗における県税に係る徴収金の収納	〃
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社	〃	〃
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブーン・イレブン・ジャパン	〃	〃
東京都千代田区	山崎製パン株	〃	〃

岩本町三丁目10番1号	株式会社		
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	〃	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	〃	〃

高知県告示第380号

令和7年3月高知県告示第222号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和7年5月23日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
愛媛県松山市北土居町177番地1
イ 氏名
谷脇 義孝
- (2)ア 登記簿記載の住所
香南市野市町みどり野二丁目86番地
イ 氏名
吉村 聡
- (3)ア 登記簿記載の住所
高岡郡津野町船戸4300番地口
イ 氏名
河内五社神社
- (4)ア 登記簿記載の住所
愛媛県東宇和郡野村町大字阿下5番耕地324番地
イ 氏名
鈴木 衛
- (5)ア 登記簿記載の住所

愛媛県東宇和郡野村町大字阿下5番耕地324番地

イ 氏名
鈴木 ヒデ子

(6)ア 登記簿記載の住所
東京都品川区大井鮫洲町108番地

イ 氏名
笹岡 文男

(7)ア 登記簿記載の住所
大阪府門真市大字岸和田65番地 (4棟306号)

イ 氏名
古味 政男

(8)ア 登記簿記載の住所
高岡郡津野町船戸1640番地

イ 氏名
戸田 いくを

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町船戸字井ノ畝4030の1、4030の2、4030の4から4030の11まで、字稲葉山4034の1から4034の4まで、字柿ノ木ノ平4448の2、4448の3、字寺ヶ谷4031、4033の1、字西ノ峯4450、4452の1、4453、字大己家4026の4、4026の9、4026の10、字馬場山4025の5・4025の9から4025の11まで・4025の35から4025の37まで・4025の73 (以上8筆について、次の図に示す部分に限る。) 、4025の1、4025の2、4025の3 (国有林) 、4025の6から4025の8まで、4025の12から4025の27まで、4025の29、4025の30、4025の32、4025の34、4025の72、4025の76から4025の78まで (以上3筆国有林) 、4025の82、字廣藏谷4058

(2) 保安林として指定された目的
水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第381号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第416号 (指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任) の一部を次のように改正する。

令和7年5月23日

高知県知事 濱田 省司

3中「大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号」を「大阪府大阪市中央区本町一丁目4番8号」に改める。

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第18項の規定により、安芸市穴内六丁土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和7年5月23日

			高知県知事 濱田 省司
役名	氏名	住 所	
(退任)			
監事	川竹 朋男	安芸市赤野甲1799番地2	
(就任)			
監事	小川 広海	安芸市穴内甲118番地1	

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第18項の規定により、永田土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和7年5月23日

			高知県知事 濱田 省司
役名	氏名	住 所	
(退任)			
理事	吉田 邦明	南国市立田703番地の6	
〃	北村 孝俊	〃 〃 682番地	
〃	北村 良雄	〃 〃 1039番地	
〃	北村 博	〃 〃 960番地	
〃	北村 剛	〃 〃 915番地	
〃	吉田 徳幸	〃 〃 681番地の1	
〃	吉田 彰夫	〃 〃 浜改田699番地の5	
監事	北村 茂久	〃 〃 立田228番地	
〃	前田 精彦	〃 〃 2107番地の1	
(就任)			
理事	吉田 邦明	南国市立田703番地の6	
〃	北村 孝俊	〃 〃 682番地	
〃	北村 良雄	〃 〃 1039番地	
〃	吉田 礼子	〃 〃 1006番地	
〃	北村 剛	〃 〃 915番地	
〃	吉田 徳幸	〃 〃 681番地の1	
〃	吉田 彰夫	〃 〃 浜改田699番地の5	
監事	北村 茂久	〃 〃 立田228番地	
〃	前田 精彦	〃 〃 2107番地の1	

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第18項の規定により、南国市田村堰井筋土地改良区から次のとおり退任し、及び就

任した役員の届出があった。

令和7年5月23日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	高木 節彦	南国市前浜533番地
〃	浜口 正憲	〃 〃 浜改田398番地の1
(就任)		
理事	浜田誠志郎	南国市前浜606番地
〃	岡田 芳秀	〃 〃 浜改田430番地の1

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。以下「政令」という。) 第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則 (平成7年高知県規則第125号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年5月23日

- | | |
|---|--|
| | 高知県知事 濱田 省司 |
| 1 | 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度高知県I o Pクラウド運用保守等委託業務 一式 |
| 2 | 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県農業振興部農業イノベーション推進課 高知市丸ノ内一丁目7番52号 |
| 3 | 随意契約の相手方を決定した日
令和7年4月24日 |
| 4 | 随意契約の相手方の氏名及び住所
KCC・KSS・NTTドコモ・ネボン共同企業体 高知市本町四丁目1番16号 |
| 5 | 随意契約に係る契約金額
137,253,600円 |
| 6 | 契約の相手方を決定した手続
随意契約 |
| 7 | 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第2号に該当するため |

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。以下「政令」という。) 第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則 (平成7年高知県規則第125号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和7年5月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
62,084,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため